

住宅金融支援機構のフラット35Sの金利引下げ幅の拡大等

補正予算額: 1,150億円

〔補助金: 1,128億円
出資金: 22億円〕

別添

① 施策の目的

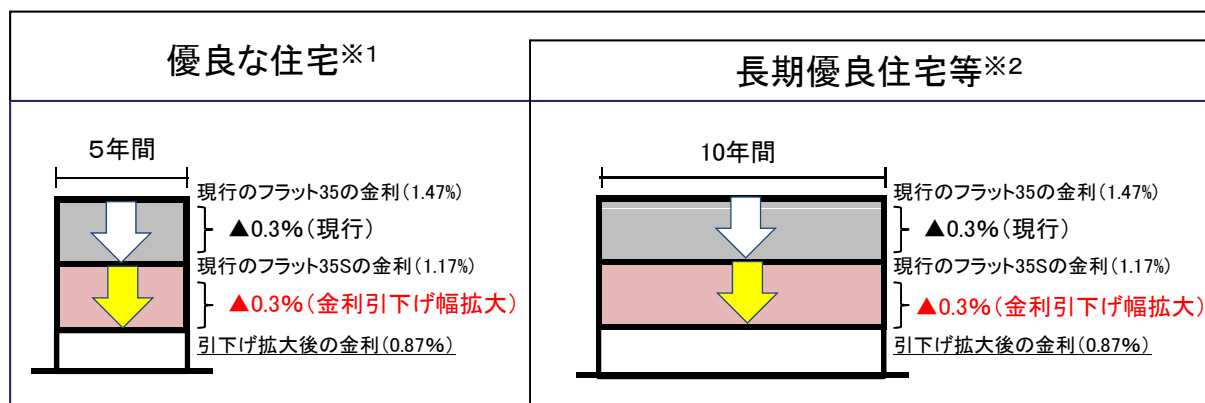
住宅金融支援機構の証券化支援事業(フラット35)や住宅融資保険事業を通じて、住宅取得者等の住宅ローンに係る負担を軽減することにより、消費者の需要を喚起し、住宅投資の拡大を図る。

② 施策の概要

- ・省エネルギー性等に優れた住宅の取得を促進するフラット35Sについて、当初5年間又は10年間の金利引下げ幅を現行の0.3%から0.6%に拡大。
- ・フラット35(買取型)の9割超融資について、9割以下融資に上乘せされている金利の引下げを実施する。
- ・民間金融機関の住宅ローンが事故となった場合に民間金融機関に保険金を支払う住宅融資保険について、保険料率の引下げを実施。

③ 施策のイメージ

1 フラット35Sの金利引下げ幅の拡大

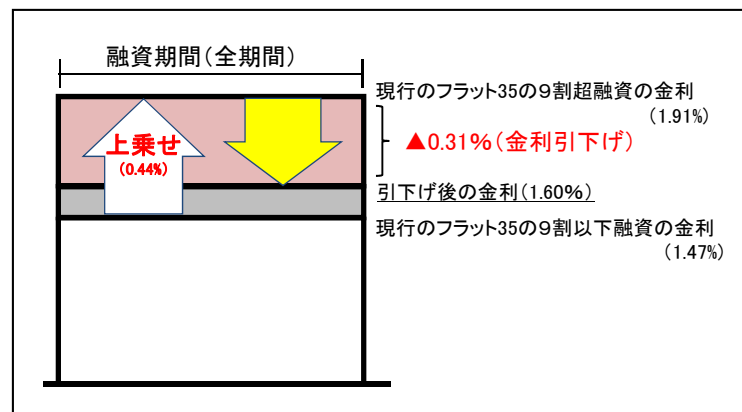


※1 省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性及び耐久性・可変性のうちいずれかの性能が優れた住宅

※2 長期優良住宅、認定低炭素住宅等の特に優れた住宅

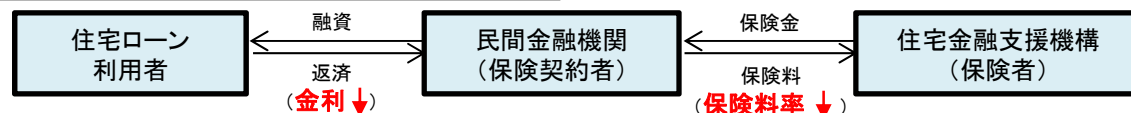
※3 図の金利は、平成27年1月5日時点のフラット35(返済期間21年以上35年以下・融資率9割以下)の最低金利であり、融資実行時の金利が適用されることに留意

2 フラット35(買取型)の9割超融資の金利引下げ



※ 図の金利は、平成27年1月5日時点のフラット35(返済期間21年以上35年以下・融資率9割超)の最低金利であり、融資実行時の金利が適用されることに留意

3 住宅融資保険の保険料率引下げ



※ 一般の住宅ローンの場合、子会社の保証会社を持たない中小金融機関等が実施する融資に対する付保に限る。